

平成25年度 第1回 福岡市地域公共交通会議

日 時：平成25年 6月11日（火）午前10時00分～

会 場：アクロス福岡6階 601会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

1) 西鉄バス賀茂藤崎線のバス停新設等について

議題1 参考資料1

2) 今宿姪浜線乗合マイクロバスにおける1日フリー乗車券の発行期間延長について

議題2

3) 地域公共交通会議の書面開催について

議題3 参考資料2

3 報 告

1) 東区美和台におけるバス運行社会実験（第2回）の報告について

報告1

4 閉 会

平成25年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
社団法人福岡県バス協会 専務理事	あ べ いさお 阿部 功	
九州運輸局 福岡運輸支局長	う し じ ま けんいち 牛嶋 賢一	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	こ が えいいち 古賀 栄一	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	さくらい ち えみ 櫻井 千恵美	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 計画部長	しみず のぶひこ 清水 信彦	
社団法人福岡市タクシー協会 専務理事	みやざき けんいち 宮崎 憲一	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	やまぐち しげみ 山口 繁実	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	やまもと やすひさ 山本 恭久	会長

※印は委員交代

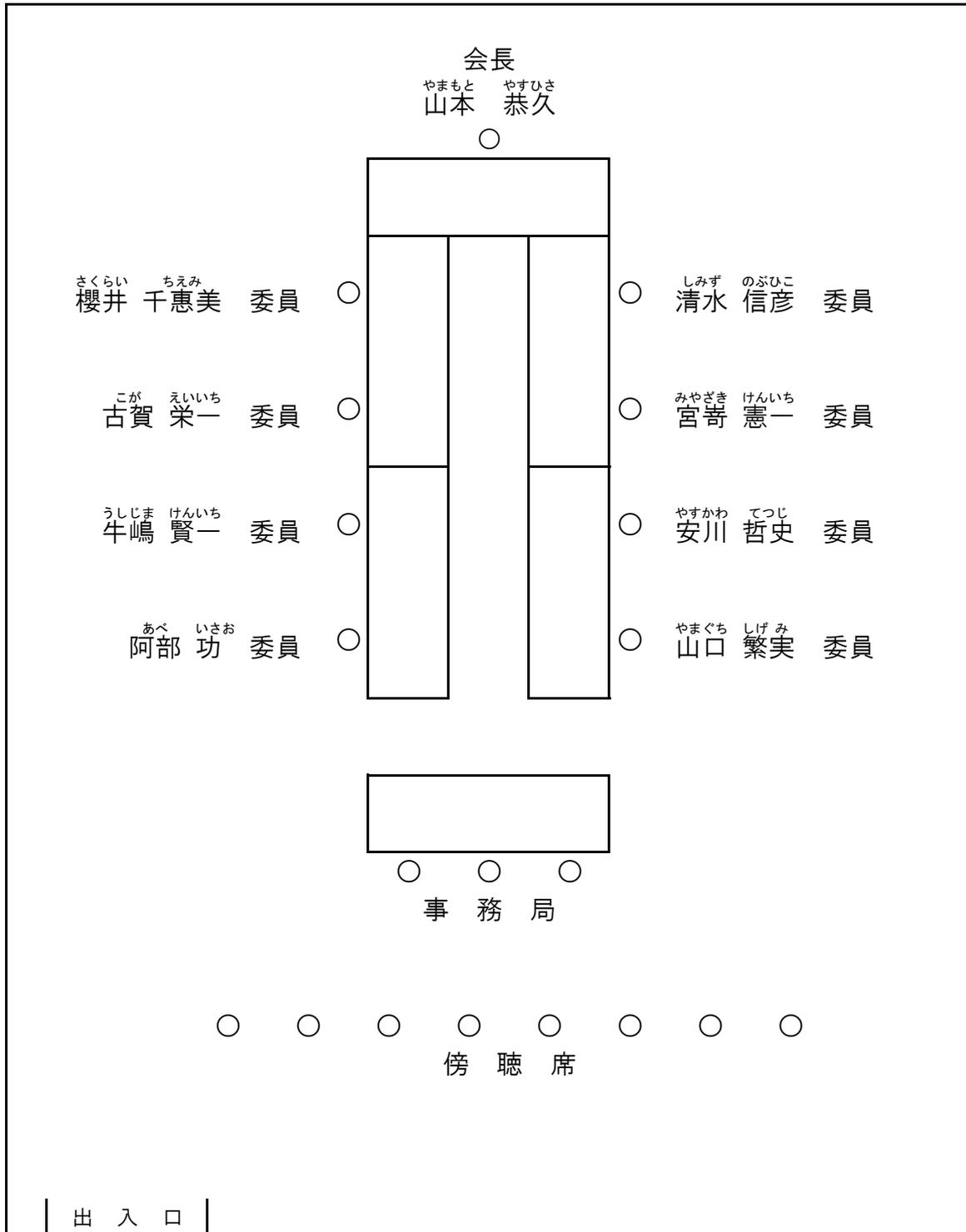
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通施策推進課長	高木 通裕	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通施策推進課 公共交通係長	橋詰 信吾	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通施策推進課	尾崎 心平	

平成25年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：平成25年 6月11日（火）午前10時

会場：アクロス福岡6階 601会議室



今回の会議における議題について

今回の福岡市地域公共交通会議では、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議及び道路運送法に基づく協議を行う。加えて、交通会議の運営に関する事項についての協議を行う。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

報告 1

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

議題 1・議題 2

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

議題 3

■道路運送法（参考）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

■西鉄バス賀茂藤崎線のバス停新設等について

○取組の主旨

賀茂藤崎線については、平成22年3月に、交通事業者である西日本鉄道(株)より一部区間の廃止の申し出がなされた。地域住民より路線存続の強い要望が寄せられたため、地域住民・交通事業者・行政が一体となって利用促進の取り組みを続けてきた。しかしながら、利用者数が目標に届かず、路線継続が厳しい状況であったこと、また地域住民より運賃の改定を行ってでもよいので路線を継続してほしいとの強い要望が寄せられていたことから、平成24年9月より運行運賃の一部見直しを実施し、運行の継続がおこなわれている。今回、利用促進策としてバス停の新設、一部回送区間の営業化等を行い、路線の利便性向上を図るもの。

○賀茂藤崎線の概要



【運行内容】

全体運行区間：

賀茂駅～国立医療センター
(約7.4km)

※運賃見直し区間

賀茂駅～原往還
(約2.8km)

運行本数：

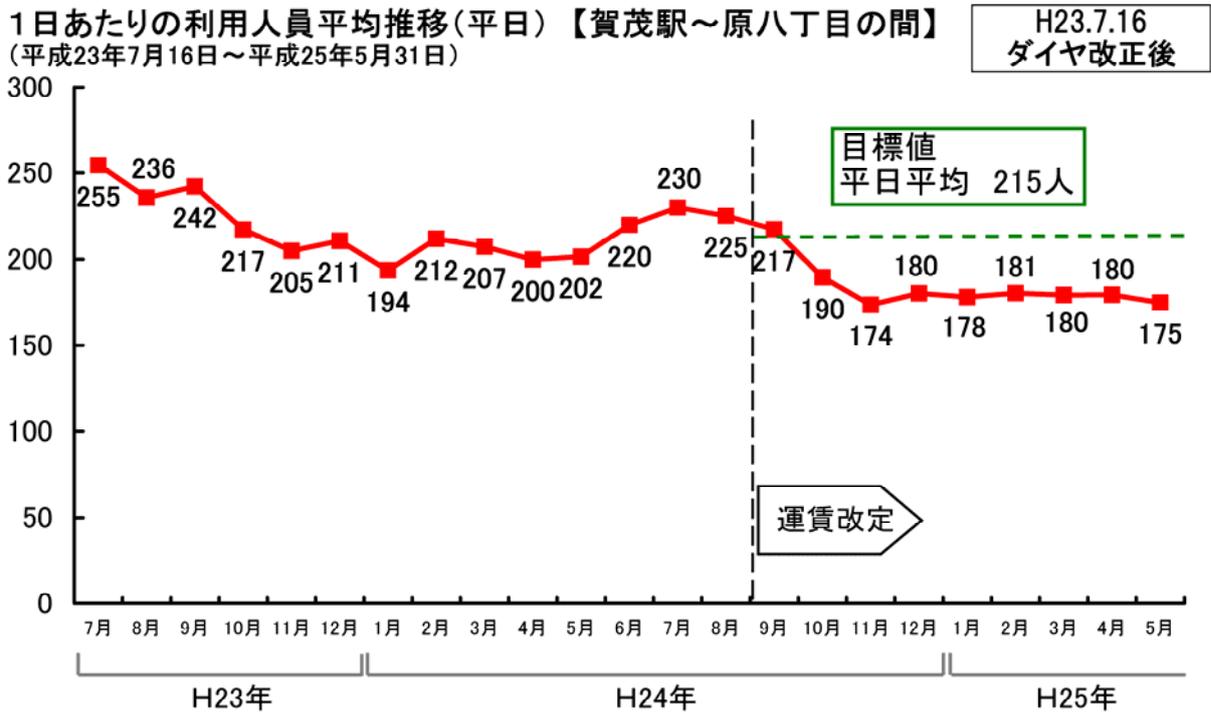
平日16.5往復
土日祝13往復

関係する地域：

賀茂校区、原西校区、飯原校区



○利用状況

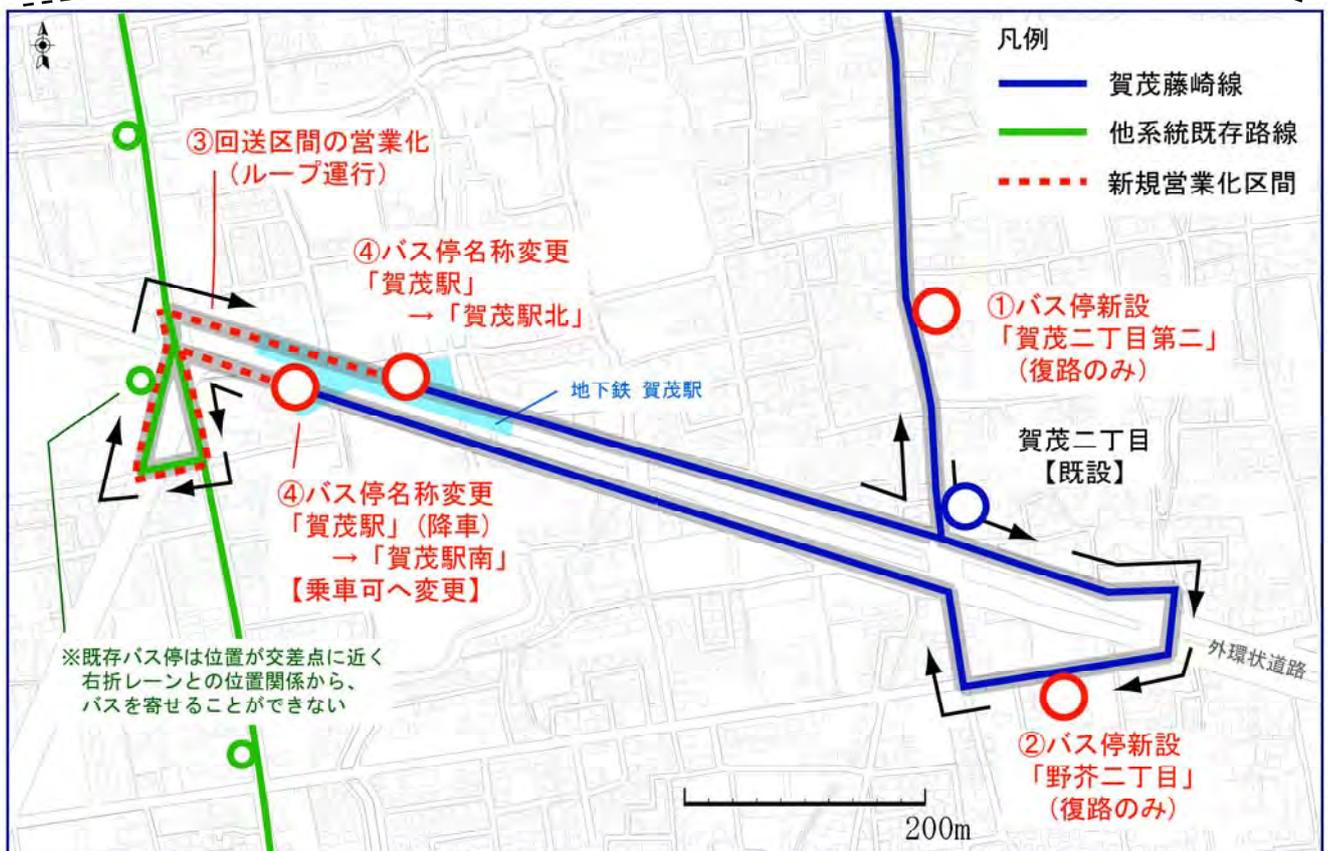
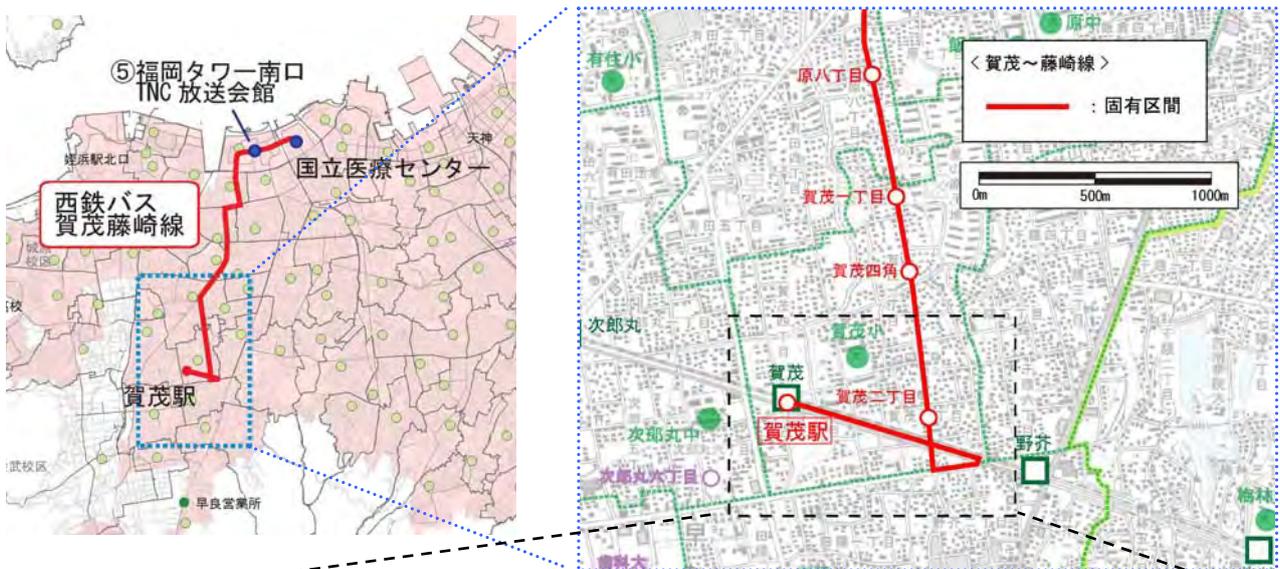


○利用促進の取り組み

- 平成25年3月 交通事業者による利用促進策(バス停新設及びループ運行)の検討
- 平成25年4月 地域住民、交通事業者、行政による3者協議
バス停付近の地権者への協力依頼(地域住民、交通事業者)
- 平成25年5月 交通管理者との協議
- 平成25年6月 バス停新設及びループ運行等について地域代表者へ説明(6/4)

○運行内容改正の概要

- ①バス停「賀茂二丁目第二」の新設
- ②バス停「野芥二丁目」の新設
- ③回送区間としている「賀茂駅（降車）」～「賀茂駅」間の営業化（ループ運行）
- ④バス停名称変更「賀茂駅（降車）」→「賀茂駅南」、「賀茂駅」→「賀茂駅北」
- ⑤運行系統を新設し、行先及び始発地を変更（国立医療センター発着便を福岡タワー南口TNC放送会館発着に変更）※土日祝のみ
- ⑥運行時刻の変更（運行本数は変更なし）



■今宿姪浜線乗合マイクロバスにおける1日フリー乗車券の発行期間延長について

<目的>

今宿姪浜線については、平成18年11月の社会実験から5年以上が経過しており、平成24年4月1日に運行内容の見直しを行い利用客の増加・維持に努めている。新たな利用客の獲得、既存利用客の利用促進を目的として、平成24年9月1日から平成25年8月31日までの期間において、日曜日、及び祝日に使用可能な一日フリー乗車券を発行している。平成25年8月31日で期限をむかえるが利用客からの継続要望や運賃収入に一定の効果が見られているところから今後の継続を諮るもの。

<路線図>



<一日フリー乗車券概要>

運行事業者：株式会社 姪浜タクシー

運賃の種類、額及び適用方法：

運賃の種類	特殊普通旅客運賃（一日フリー乗車券）
乗車券の名称	なぎさ号通行手形
運賃の額	大人：500円 小学生、障がい者：300円 乳幼児：無料
運賃の適用方法	有効区間：全区間 有効期限：日曜日及び祝日（使用日当日のみ有効）

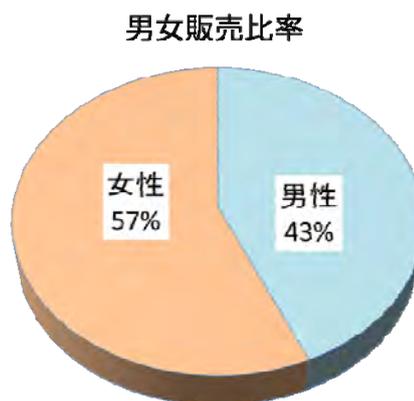
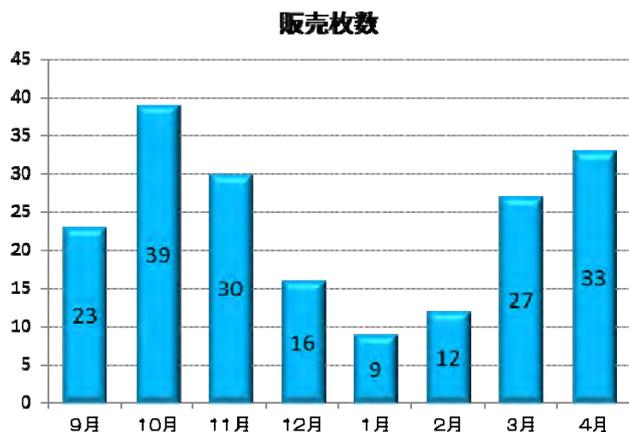
導入期間：（昨年議決済）平成24年9月1日～平成25年8月31日

（期間延長） 平成25年9月1日～平成26年8月31日

<発行後の利用実績>

・販売枚数推移, 売上高

	販売枚数				売上高 (税抜)
	大人	子ども	障がい者	合計	合計
平成24年 9月	20	0	3	23	10,398
平成24年 10月	39	0	0	39	18,603
平成24年 11月	28	0	2	30	13,928
平成24年 12月	13	0	3	16	7,059
平成25年 1月	8	0	1	9	4,102
平成25年 2月	9	0	3	12	5,151
平成25年 3月	23	0	4	27	12,115
平成25年 4月	30	0	3	33	15,168
合計	170	0	19	189	86,524



・販売効果

	日曜日, 及び祝日の運行収入単価比較	1往復当たり利用者数
平成21年度	206円/人	10.3人/往復
平成22年度	219円/人	8.3人/往復
平成23年度	217円/人	8.5人/往復
平成24年度	<u>238円/人</u>	<u>8.6人/往復</u>

・その他

乗務員の聞き取り調査から

- ✓ 購買層は40代～80代, 地元の利用者が多い
- ✓ 使用例) 登山やハイキング 姪浜駅～今宿野外活動センター (片道350円)
通院など 本村～青木入口 (片道250円)



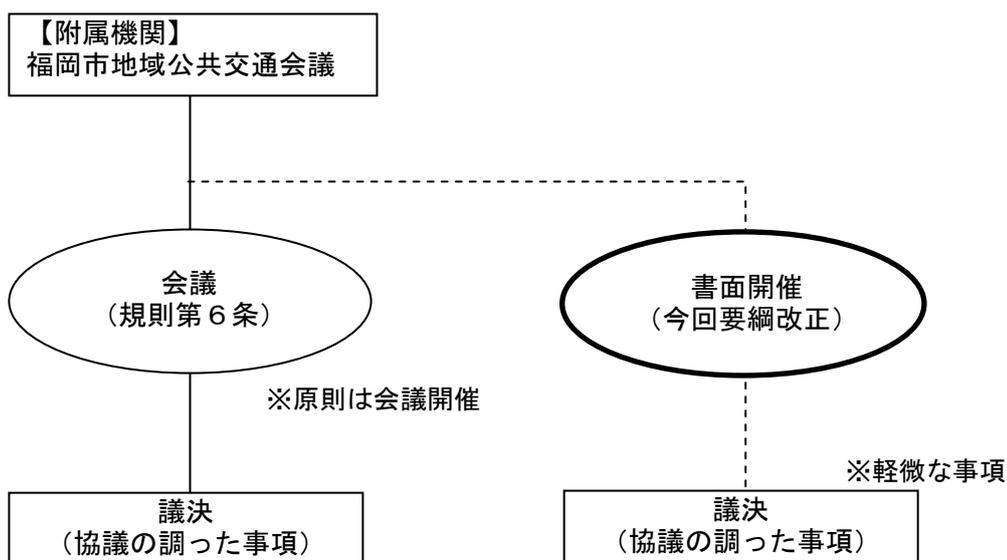
■地域公共交通会議の書面開催について

○主旨

福岡市地域公共交通会議については、平成23年3月に設置されて以降、毎年1～2回の頻度で開催され、福岡市の公共交通について様々な議論がなされてきた。一方で、会議の議題が軽微または緊急の決定を要する必要がある場合、及び会議の既決事項について軽微な変更を行う必要が生じた場合等においては、会議の招集が実質的に困難であり、運営上の課題となっている。そのため、地域公共交通会議運営要綱を改正し、書面による意見の聴取及び議決に関する項目を追加するもの。

○書面開催の位置付け

会議に諮る必要がないと思われる軽微な事項等について、会議ではなく書面によって委員の賛否を確認し、地域公共交通会議の議決に代えるもの。



○書面開催の成立要件、議決要件等

会議開催時の要件に準ずるものとする。

- 成立要件** 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答をもって成立
- 議決要件** 書面により回答した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決する
(可否同数のときは会長の決するところによる)

○書面開催で取り扱う議題の例と過去の事例

議題		過去の事例	会議	書面開催
条例関連	生活交通の在り方に関する事案	H22 年度会議	○	
	特別対策区域の指定	H22 年度会議	○	
	条例・規則・要綱その他交通会議に関すること		○	
社会実験	社会実験、試行運行などの実施	H23 橋本地域循環バス	○	
		H23,H24 美和台コミュニティバス	○	
	社会実験の期間延長	H24 美和台コミュニティバス	○	
運賃	運賃値上げ	H24 賀茂藤崎線	○	
	利便性が向上する運賃制度の試験導入	H24 今宿姪浜線一日フリー乗車券	○	
	試験導入した上記制度の期間延長	H25 今宿姪浜線（今回の議題2）		○
	運賃値下げ		○	
停留所	停留所の新設	H25 賀茂藤崎線（今回の議題1）		○
	停留所の移設			○
	停留所の名称変更			○
	停留所の廃止		○	
ルート	運行ルートの変更	H23 今宿姪浜線	○	
	運行ルートの延長	H25 賀茂藤崎線（今回の議題1）	○	
	運行ルートの短縮	H25 賀茂藤崎線（今回の議題1）	○	
運行回数	運行回数の増便			○
	運行回数の大幅な増便		○	
	運行回数の減便		○	
ダイヤ	ダイヤの変更			○
その他	交通管理者等からの急を要する指示	H24 美和台コミュニティバス		○
	災害対応など			○
	議決事項の軽微な変更			○

○適用時期（案）

今回会議の議決後、すみやかに適用するもの。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議審議会における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、交通会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、交通会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、交通会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(裏面に続く)

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

(1) 運行時刻の変更

(2) 運行回数を増加する変更

(3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの

2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。

4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 月 日から施行する。

■東区美和台におけるバス運行社会実験（第2回）の報告について

【実施主旨】

東区美和台校区における地域主体による生活交通確保の取り組みについて、平成25年4月から開始した美和台コミュニティバス運行社会実験（第2回）の利用状況等について報告するもの。

○美和台校区の状況（平成24年9月_住民基本台帳）

人 口	: 15,676人
高齢化率	: 23.3%（全市平均18.1%）
世 帯 数	: 6,618世帯

○社会実験の運行における概要

運行区間 : マルシヨク三苦店～西鉄三苦駅～JR福工大前駅～福岡和白病院
 〈参考資料〉 *朝の4便のみ直行
 *その他、通常時間帯（昼間帯）はS字ルート運行

運行本数

	S字ルート	新町直行ルート	外周直行ルート
平 日	12.5往復	2便	2便
土・日祝日	運 休		

運行期間 : 平成25年 4月 1日 ～ 平成25年 9月30日（6ヶ月）
 ※運行期間の延長 < ～ 6月28日（3ヶ月）>
 ※前回会議議決事項

運賃（料金）額

運 賃	小学生以上	200円（小学生100円）
	小学生未満	無料 ※1
	障がい者割引	100円
※nimoca(ニモカ), SUGOCA(スゴカ), はやかけん, Suica(スイカ), IC定期券(グラントパス65, エコカード, ひるパス(ロング含)), 福岡市交通福祉カードの利用可能 ※回数券 2,000円（100円×22枚綴り）		

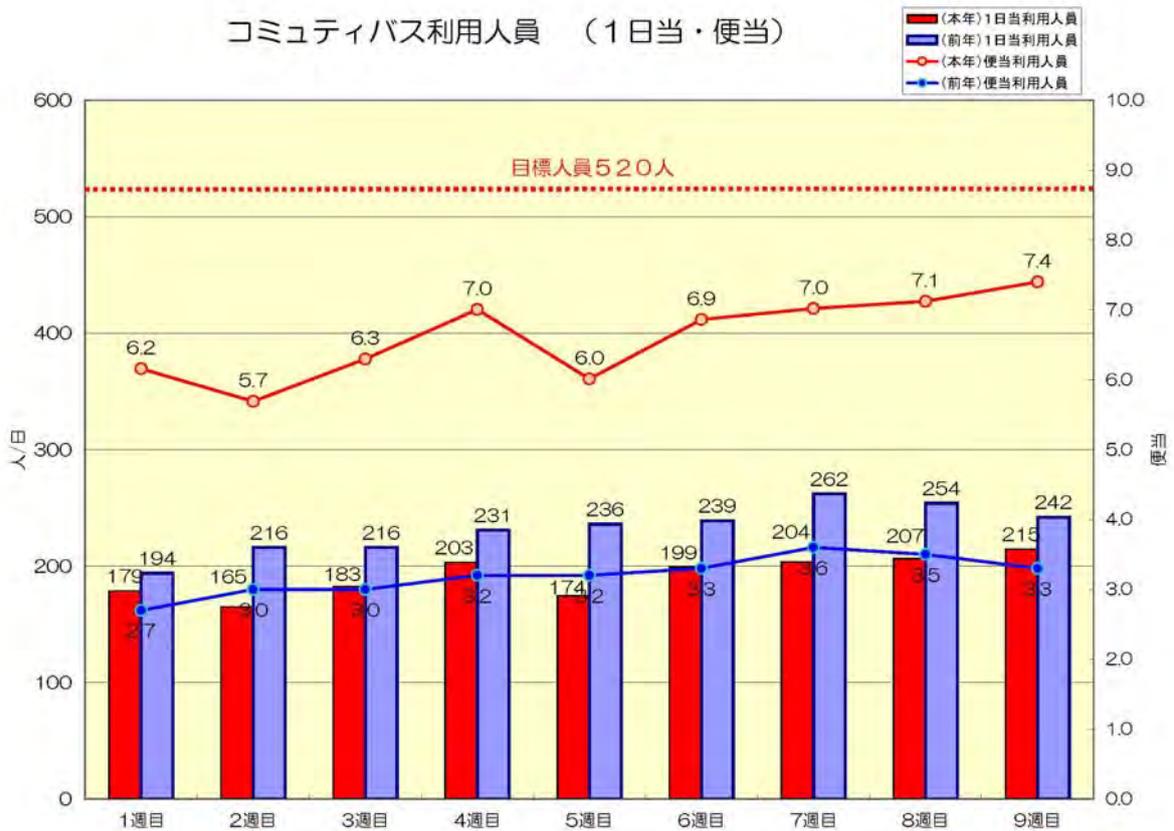
※1. 保護者同伴（但し、保護者1人につき2人まで）に限り

運行事業者 : 西日本鉄道株式会社

【実績報告（途中経過 ～5/31迄）】

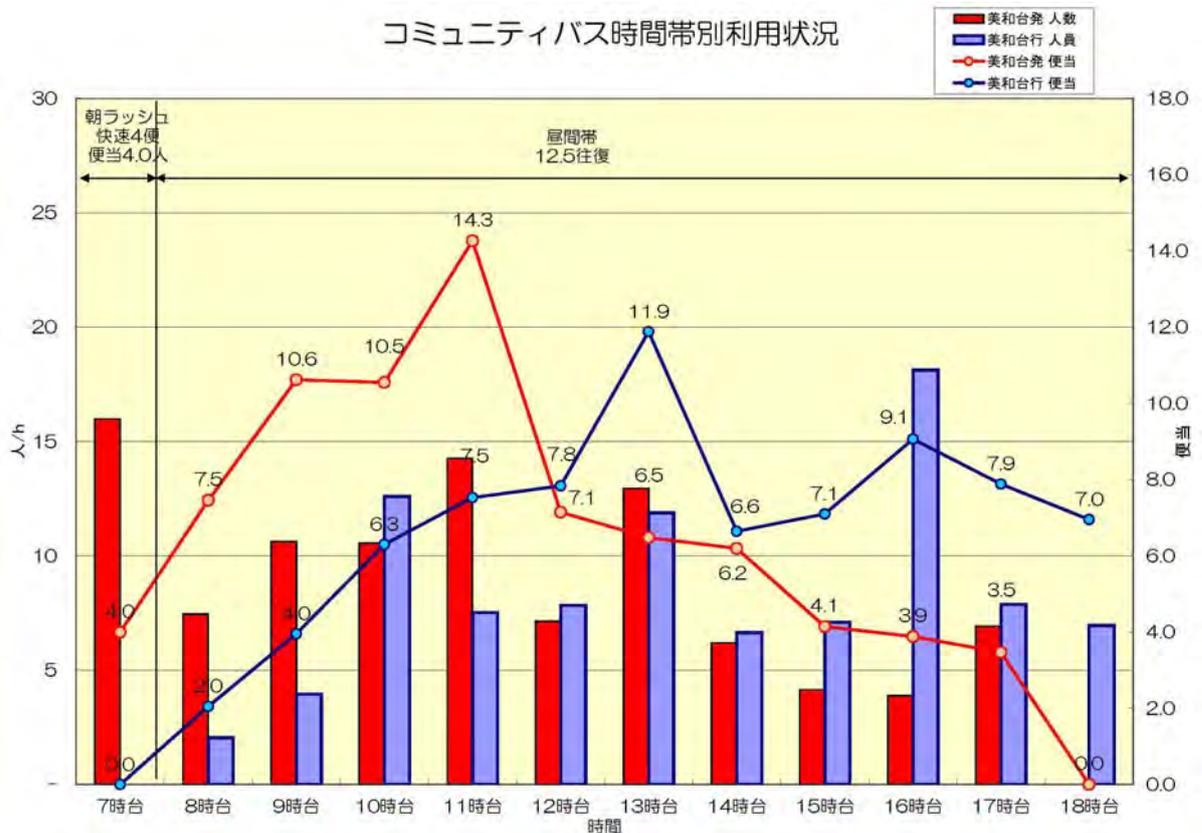
○コミュニティバス利用人員

コミュニティバス利用人員（1日当・便当）



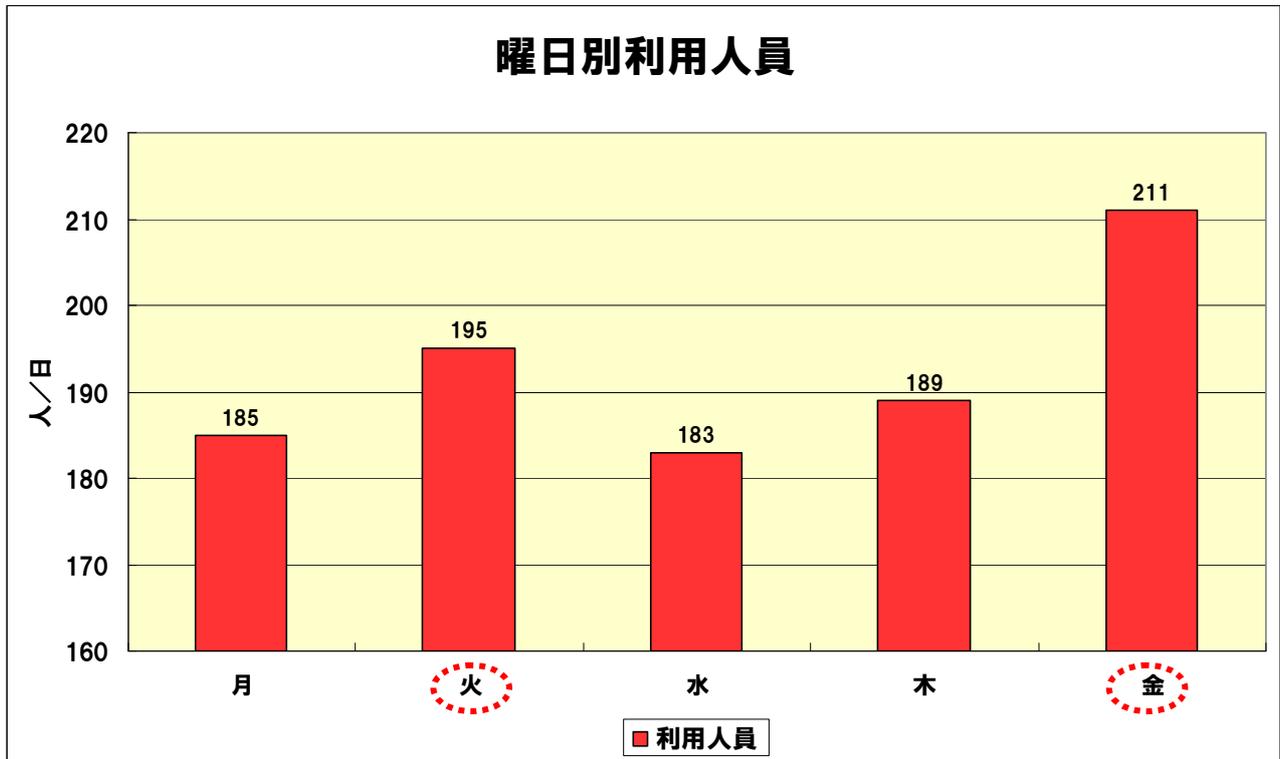
○コミュニティバス時間帯別利用人員

コミュニティバス時間帯別利用状況



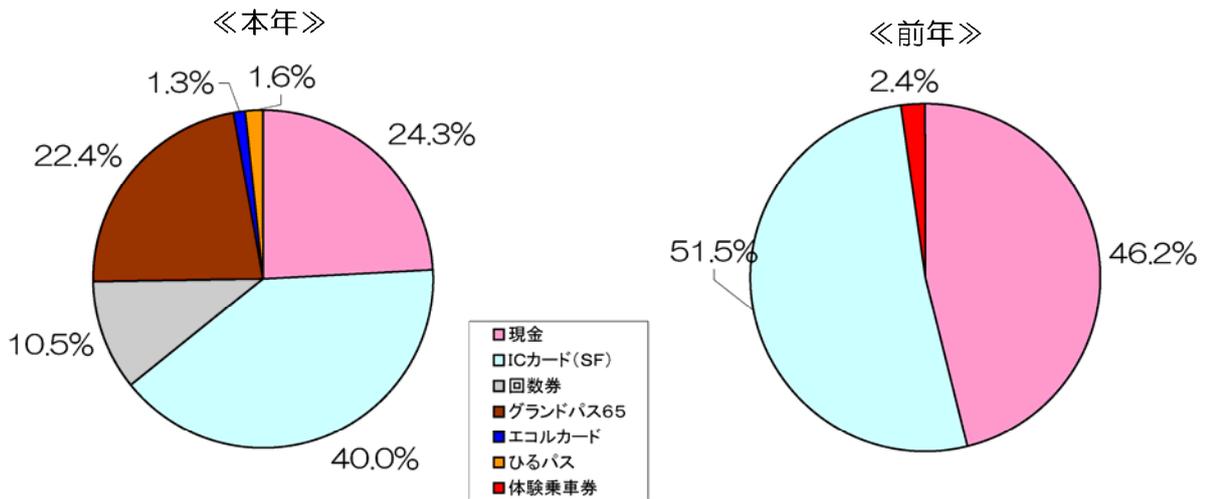
○曜日別利用人員

■毎週（火・金）については、福岡和白病院と地域がタイアップした「コミュニティバス体験乗車企画 病院見学&健康教室」を開催（参加者20名×全20回）



○バス支払券種別

コミュニティバスの運賃支払い方法



支払い方法	割合
現金	24.3%
ICカード (SF)	40.0%
回数券	10.5%
グランドバス65	22.4%
エコルカード	1.3%
ひるバス	1.6%
体験乗車券	-

支払い方法	割合
現金	46.2%
ICカード (SF)	51.5%
回数券	-
グランドバス65	-
エコルカード	-
ひるバス	-
体験乗車券	2.4%

【利用促進に向けた取り組み】

(1) バス運行記念イベント「みわだい桜まつり」の開催

□日時：平成25年4月3日（水）

□会場：美和台公民館



(2) バス体験乗車企画「福岡和白病院見学&健康教室」の開催（※再掲）

□日時：平成25年4月16日 ～ 6月28日 全20回

□主催：美和台公民館，福岡和白病院

(3) 地域広報チラシの作成・配布

□配布枚数：約10,000枚

□配布・掲示先：校区全世帯，公民館（美和台・三苦），西鉄三苦駅，バス車内

(4) 東区HP「まるっと東区」での取り組み紹介

□放映期間：平成25年5月1日 ～ 15日

□放映箇所：東区役所HP，J：COMケーブルテレビ

(5) 専用回数券の発行

□金額内容：2,000円券（100円×22枚綴り）

□販売箇所：バス車内，地域内店舗，イベント時出張販売

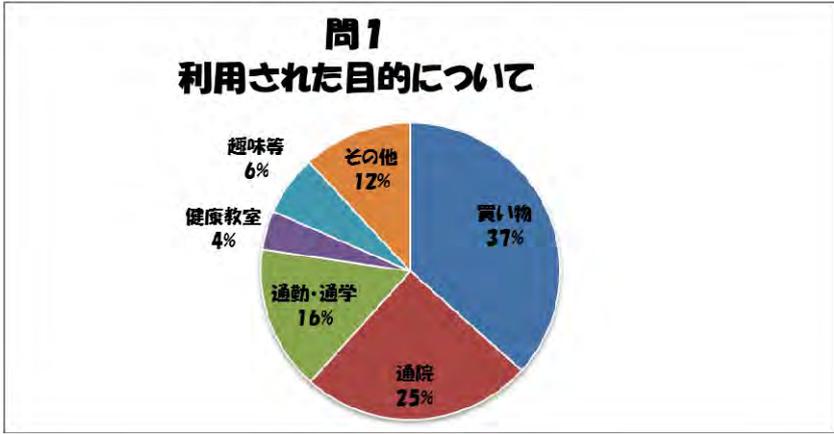
□販売実績：132冊（1日あたり3冊）



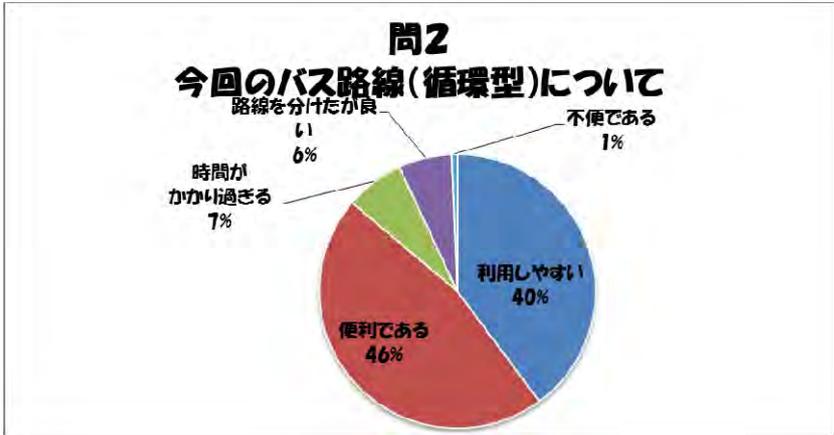
【地域による利用者アンケート調査結果】

〈調査期間〉5月13・15・17日
 〈調査箇所〉バス車内にて
 〈調査者〉地域役員
 〈標本数〉450人

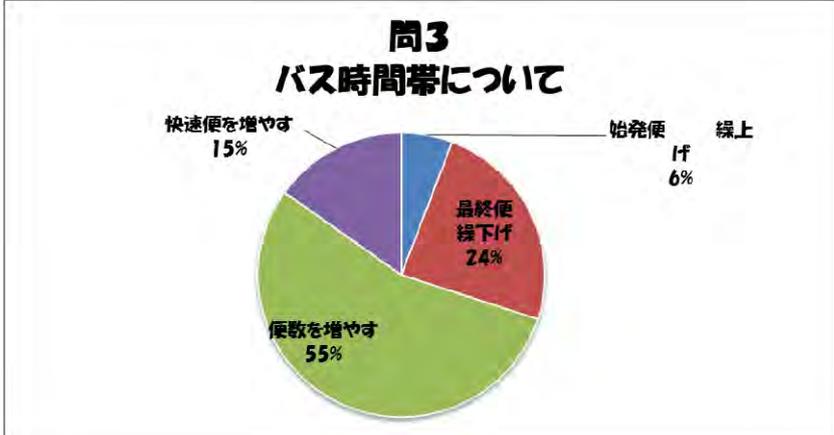
〈考察〉
 ＊ 前回の利用構成と同様
 □ 買い物(38.6%), □ 通院(22.1%)
 □ 通勤・通学(12.2%) □ その他



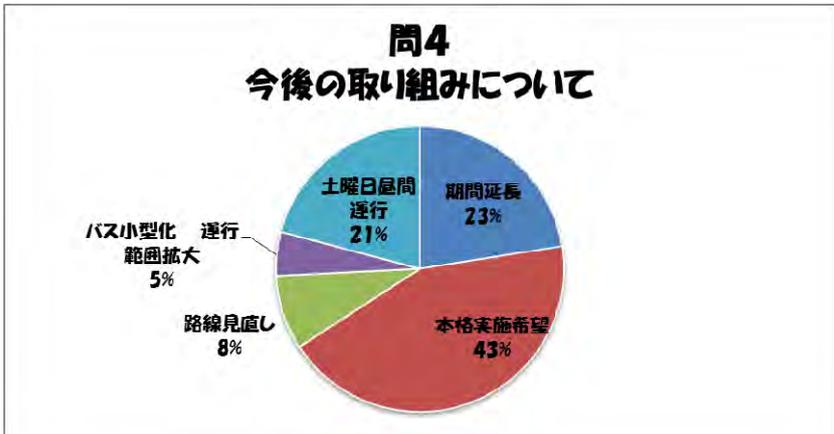
〈考察〉
 ＊ 地域内における利便性は向上しているものの、利用者数の増加には繋がっていない。



〈考察〉
 ＊ 増便にかかる回答が多いが、対応については利用時間帯等を鑑み対応する必要がある。



〈考察〉
 ＊ 利用者の意見と利用実態が比例していないため、検討にかかる課題の整理が必要



社会実験バス路線図①

◇通常運行ルート (S字)

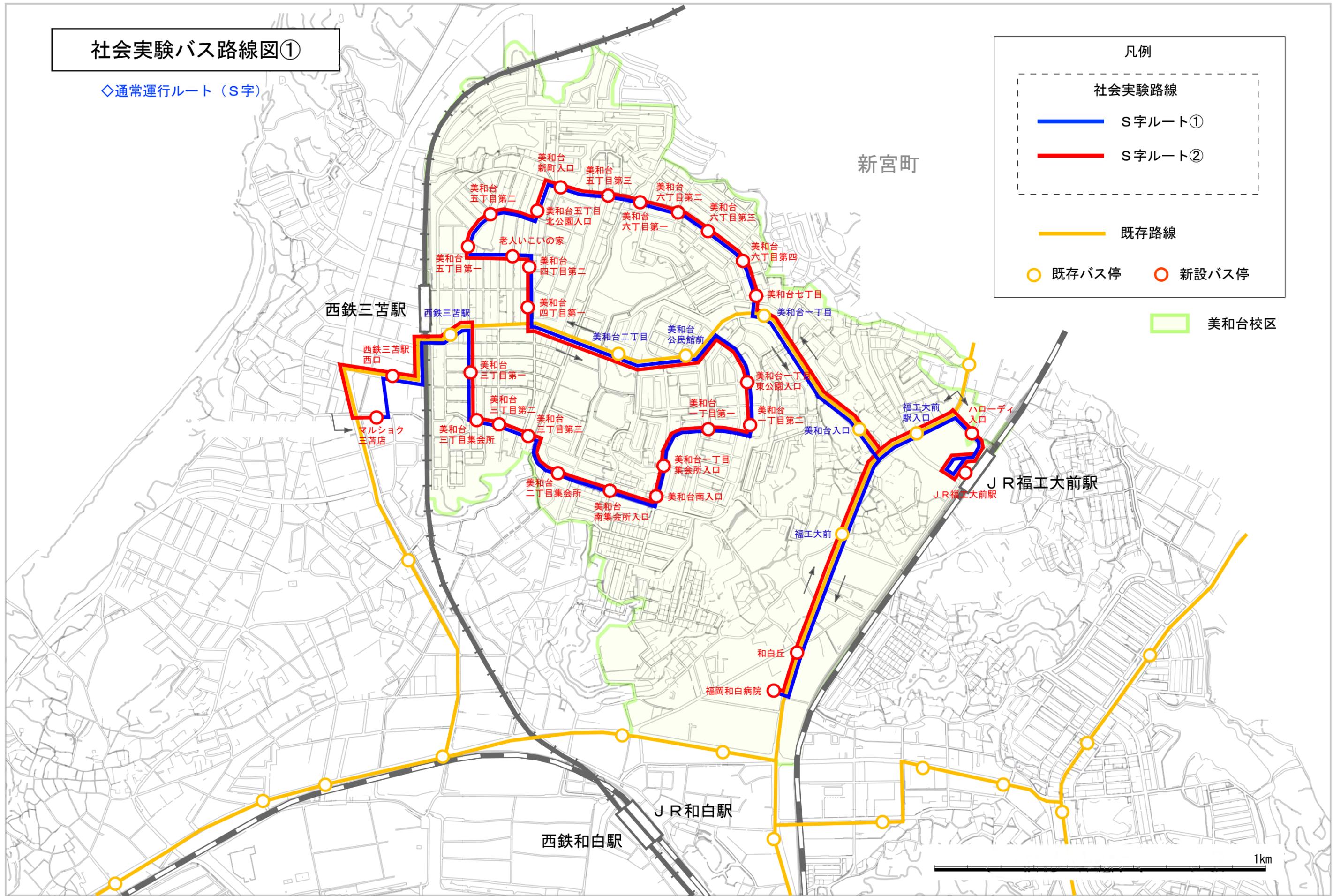
凡例

社会実験路線

- S字ルート①
- S字ルート②

既存路線

- 既存バス停
- 新設バス停



社会実験バス路線図②

◇直行ルート

凡例

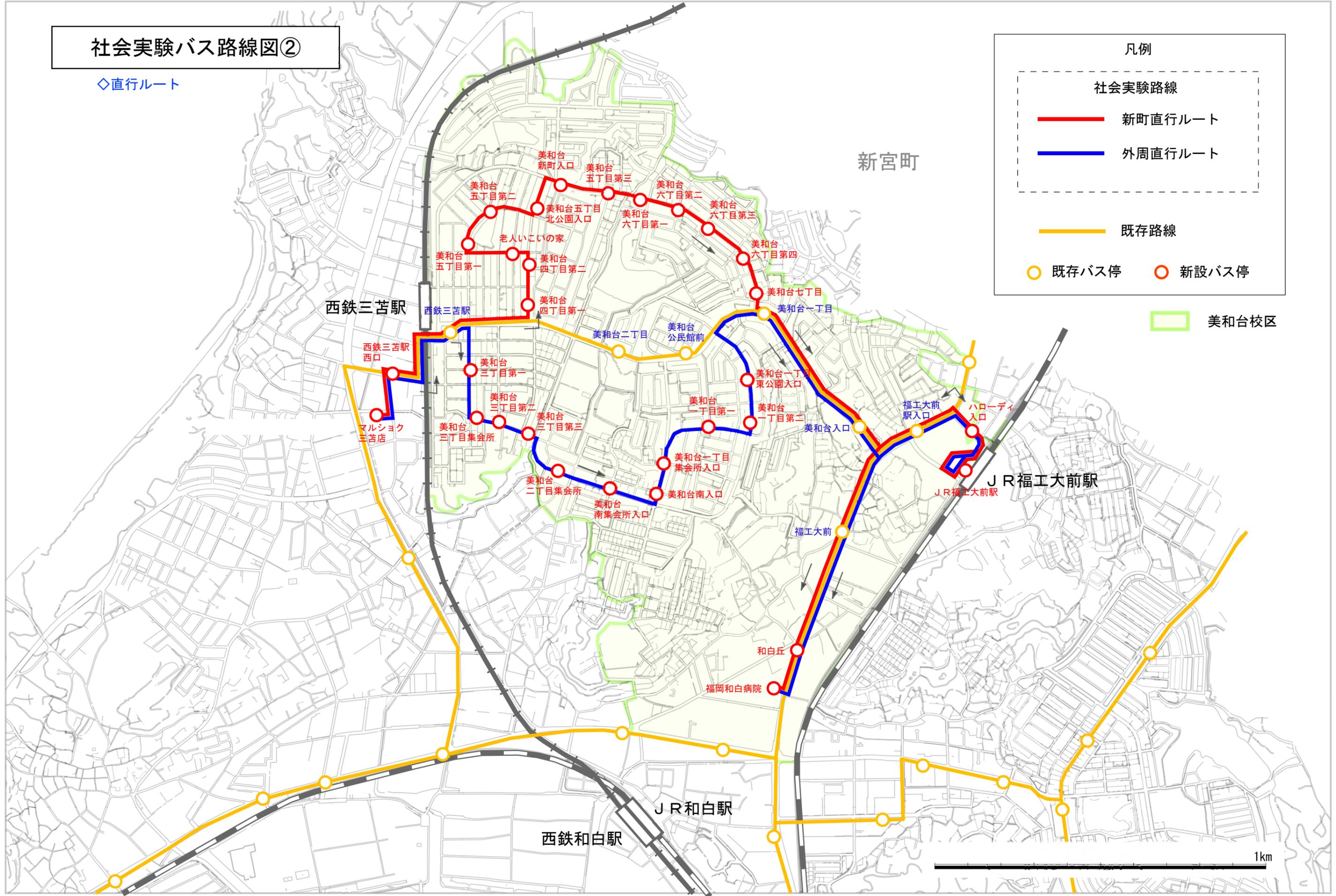
社会実験路線

- 新町直行ルート (Red line)
- 外周直行ルート (Blue line)

既存路線 (Yellow line)

既存バス停 (Yellow circle)

新設バス停 (Red circle)



◇停留所案（停留所の名称および位置ならびに停留所間の料程）

賀茂～藤崎 線

①国立医療センター・藤崎～原～賀茂駅(復路のみ)

NO	停留所名称	位置	料程	摘要
1	国立医療センター	既設につき省略	料	既設
2	ヒルトン福岡シーホークホテル	〃	0.53	〃
3	福岡市医師会館ソフトラサーチパーク前	〃	0.29	〃
4	博物館北口	〃	0.28	〃
5	福岡タワー南口	〃	0.20	〃
6	ももち浜クリックグランド前	〃	0.40	〃
7	百道	〃	0.63	〃
8	藤崎	〃	0.26	〃
9	早良口	〃	0.25	〃
10	弥生一丁目	〃	0.63	〃
11	弥生二丁目	〃	0.29	〃
12	原一丁目（原方面のみ）	〃	0.25	〃
13	原団地前	〃	0.25	〃
14	原	〃	0.33	〃
15	原往還	〃	0.28	〃
16	原八丁目	〃	0.44	〃
17	賀茂一丁目	〃	0.45	〃
18	賀茂四角	〃	0.30	〃
19	賀茂二丁目第二（復路のみ）	福岡市早良区賀茂二丁目6-38番地	0.24	新設
20	賀茂二丁目	既設につき省略	0.20	既設
21	野芥二丁目（復路のみ）	福岡市早良区野芥二丁目26-2番地の先	0.31	新設
22	賀茂駅南 ※旧：賀茂駅	既設につき省略	0.70	既設
22	賀茂駅北 ※旧：賀茂駅	〃	0.52	〃
合計			8.03	

②福岡タワー南口・藤崎～原～賀茂駅(復路のみ)

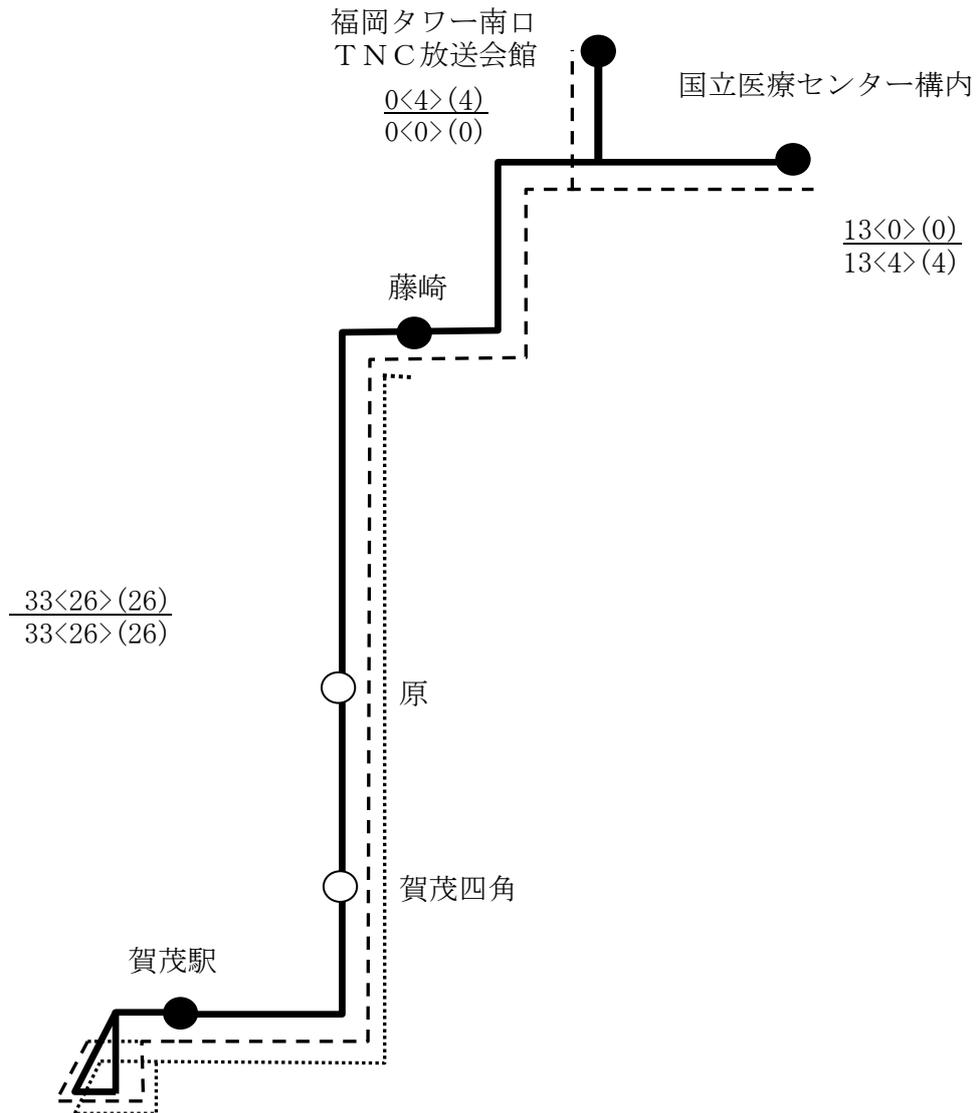
NO	停留所名称	位置	料程	摘要
1	福岡タワー南口TNC放送会館	福岡市早良区百道浜2丁目3-2番地	料	既設
2	福岡タワー南口	既設につき省略	0.25	〃
3	ももち浜クリニック前	〃	0.40	〃
4	百道	〃	0.63	〃
5	藤崎	〃	0.26	〃
6	早良口	〃	0.25	〃
7	弥生一丁目	〃	0.63	〃
8	弥生二丁目	〃	0.29	〃
9	原一丁目 (原方面のみ)	〃	0.25	〃
10	原団地前	〃	0.25	〃
11	原	〃	0.33	〃
12	原往還	〃	0.28	〃
13	原八丁目	〃	0.44	〃
14	賀茂一丁目	〃	0.45	〃
15	賀茂四角	〃	0.30	〃
16	賀茂二丁目第二 (復路のみ)	福岡市早良区賀茂二丁目6-38番地	0.24	新設
17	賀茂二丁目	既設につき省略	0.20	既設
18	野芥二丁目 (復路のみ)	福岡市早良区野芥二丁目26-2番地の先	0.31	新設
19	賀茂駅南 ※旧：賀茂駅	既設につき省略	0.70	既設
20	賀茂駅北 ※旧：賀茂駅	〃	0.52	〃
合計			6.98	

◇運行系統及び運行回数

起点	経過地	終点	経程	曜日	往復	指定時間帯／運行回数																		
						新							旧											
						計	6:59 ～	7:00～ 8:59	9:00～ 16:59	17:00～ 18:59	19:00 ～	計	6:59 ～	7:00～ 8:59	9:00～ 16:59	17:00～ 18:59	19:00 ～	始発 時刻	終発 時刻					
賀茂駅	原	藤崎	往路 4.5 復路 5.0	平日	往	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	0	3	6:12	21:20		
				平日	復	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	1	3	6:33	21:55	
				土曜	往	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	2	2	6:58	20:35	
				土曜	復	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	2	2	6:35	20:10	
賀茂駅	藤崎	医療センター構内	往路 7.4 復路 7.6	日祝	往	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	2	2	6:58	20:31		
				日祝	復	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	2	2	6:37	20:10	
				平日	往	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	1	1	7:49	22:17
				平日	復	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	0	5:40	18:45
				土曜	往	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	11:52	14:57
				土曜	復	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	13:20	16:03
				日祝	往	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	11:57	14:55
				日祝	復	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	13:19	16:05
医療センター構内 藤崎	藤崎・原・賀茂駅南 原・賀茂駅南	藤崎 医療センター構内	12.6 12.9	平日	往復	6	1	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—		
				平日	往復	7	0	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	—	—	
藤崎	原・賀茂駅南	藤崎	10.0	平日	往復	3	1	0	0	0	2	6:36	20:55	0	0	0	0	0	0	0	—	—		
				土曜	往復	9	1	2	2	1	3	6:34	20:08	0	0	0	0	0	0	0	—	—		
藤崎	原・賀茂駅南	福岡タワー南口 TNC放送会館	11.5	平日	往復	9	1	2	2	2	2	6:38	20:10	0	0	0	0	0	0	—	—			
				土曜	往復	2	0	0	2	0	0	11:25	14:29	0	0	0	0	0	0	—	—			
福岡タワー南口 TNC放送会館	藤崎・原・賀茂駅南	藤崎	11.5	平日	往復	2	0	0	0	0	0	11:33	14:30	0	0	0	0	0	0	—	—			
				土曜	往復	2	0	0	2	0	0	13:23	16:06	0	0	0	0	0	0	—	—			

◇運行系統図

賀茂～藤崎 線



新 平日<土曜>(日祝日)
旧 平日<土曜>(日祝日)

◇運行系統ごとの時刻

路線名：賀茂～藤崎 線

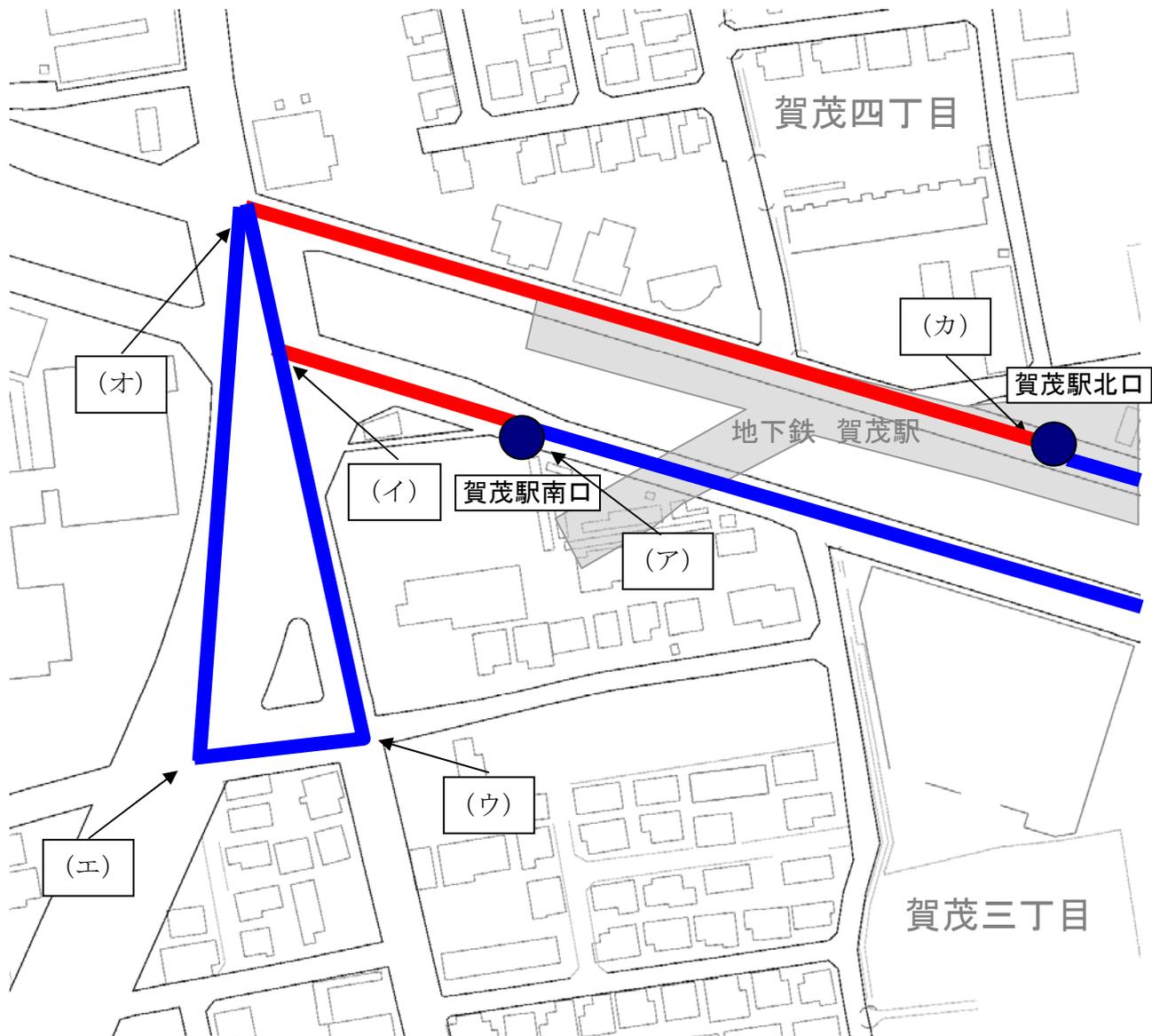
起点	経過地	終点	曜日	No.	往路		復路	
					新	旧	新	旧
賀茂駅	原	藤崎	平日	1	---	6:12	---	6:33
				2	---	6:56	---	7:25
				3	7:20	7:20	---	7:53
				4	---	9:25	---	9:56
				5	---	11:52	---	12:23
				6	---	14:20	---	14:51
				7	---	16:49	---	17:22
				8	---	19:25	---	19:55
				9	---	20:20	---	20:55
				10	---	21:20	---	21:55
			土曜日	1	---	6:58	---	6:35
				2	---	7:45	---	7:22
				3	---	8:51	---	8:24
				4	---	9:47	---	9:20
				5	---	10:47	---	10:20
				6	---	13:57	---	11:25
				7	---	16:42	---	14:30
				8	---	17:47	---	17:20
				9	---	18:47	---	18:20
				10	---	19:40	---	19:15
				11	---	20:35	---	20:10
			日祝	1	---	6:58	---	6:37
				2	---	7:51	---	7:30
				3	---	8:56	---	8:35
				4	---	9:52	---	9:28
				5	---	10:52	---	10:28
				6	---	13:55	---	11:32
				7	---	16:42	---	14:30
				8	---	17:47	---	17:20
				9	---	18:45	---	18:20
				10	---	19:31	---	19:10
				11	---	20:31	---	20:10
			賀茂駅	原・藤崎	医療センター	平日	1	---
2	---	8:20					---	8:46
3	---	10:23					---	11:15
4	---	12:50					---	13:43
5	---	15:18					---	16:12
6	---	17:49					---	18:45
7	---	22:17					---	---
土曜日	1	---				11:52	---	13:20
	2	---				14:57	---	16:03
日祝	1	---				11:57	---	13:19
	2	---				14:55	---	16:05

◇運行系統ごとの時刻

路線名：賀茂～藤崎 線

起 点	経 過 地	終 点	曜 日	No.	往 路		復 路	
					新	旧	新	旧
医療センター	藤崎・原・賀茂駅南	藤崎	平日	1	---	---	5:39	---
				2	---	---	8:47	---
				3	---	---	11:14	---
				4	---	---	13:41	---
				5	---	---	16:12	---
				6	---	---	18:44	---
藤崎	原・賀茂駅南・藤崎	医療センター	平日	1	---	---	7:26	---
				2	---	---	7:54	---
				3	---	---	9:56	---
				4	---	---	12:23	---
				5	---	---	14:51	---
				6	---	---	17:22	---
				7	---	---	21:55	---
藤崎	原・賀茂駅南	藤崎	平日	1	---	---	6:36	---
				2	---	---	19:55	---
				3	---	---	20:55	---
			土曜日	1	---	---	6:34	---
				2	---	---	7:23	---
				3	---	---	8:25	---
				4	---	---	9:21	---
				5	---	---	10:21	---
				6	---	---	17:20	---
			日祝	7	---	---	18:20	---
				8	---	---	19:15	---
				9	---	---	20:08	---
				1	---	---	6:38	---
				2	---	---	7:30	---
				3	---	---	8:35	---
				4	---	---	9:28	---
				5	---	---	10:28	---
				6	---	---	17:20	---
藤崎	原・賀茂駅南	福岡タワー南口 TNC放送会館	土曜日	1	---	---	11:25	---
				2	---	---	14:29	---
			日祝	1	---	---	11:33	---
				2	---	---	14:30	---
福岡タワー南口 TNC放送会館	藤崎・原・賀茂駅南	藤崎	土曜日	1	---	---	13:23	---
				2	---	---	16:06	---
			日祝	1	---	---	13:22	---
				2	---	---	16:08	---

◇路線延長認可申請区間見取図



延長しようとする路線

起点(ア)	福岡県福岡市早良区賀茂三丁目26番1の先
終点(イ)	福岡県福岡市早良区賀茂四丁目38番18の先
料程	0.07料
起点(イ)	福岡県福岡市早良区賀茂四丁目38番18の先
終点(ウ)	福岡県福岡市早良区賀茂三丁目22番22の先
料程	0.10料
起点(ウ)	福岡県福岡市早良区賀茂三丁目22番22の先
終点(エ)	福岡県福岡市早良区賀茂六丁目7番38の先
料程	0.04料
起点(エ)	福岡県福岡市早良区賀茂六丁目7番38の先
終点(オ)	福岡県福岡市早良区賀茂四丁目427番1の先
料程	0.13料
起点(オ)	福岡県福岡市早良区賀茂四丁目427番1の先
終点(カ)	福岡県福岡市早良区賀茂四丁目39番11の先
料程	0.20料

凡例	
	新免区間
	既存路線区間
	既存停留所

○要綱改正案（新旧対照表）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の開催手続)</p> <p>第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。</p> <p>(委員の代理)</p> <p>第3条 <u>交通会議の会議</u>における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。</p> <p>(会議の議事進行)</p> <p>第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、<u>交通会議の会議</u>を主宰し、議事を進行する。</p> <p>2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 議長は、<u>会議</u>の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。</p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第5条 <u>交通会議の会議</u>は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、<u>会議</u>に諮って傍聴を認めないことができる。</p> <p>2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開催手続)</p> <p>第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。</p> <p>(委員の代理)</p> <p>第3条 <u>審議会</u>における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。</p> <p>(会議の議事進行)</p> <p>第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、<u>交通会議</u>を主宰し、議事を進行する。</p> <p>2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 議長は、<u>交通会議</u>の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。</p> <p>(傍聴の取扱)</p> <p>第5条 <u>交通会議</u>は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、<u>交通会議</u>に諮って傍聴を認めないことができる。</p> <p>2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長</p>

の指示に従わなければならない。

- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。

- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更
- (2) 運行回数を増加する変更
- (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの

2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。

4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報

の指示に従わなければならない。

- 3 議長は、交通会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。

- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例

平成22年3月29日
条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 生活交通の確保に関する施策等

第1節 公共交通空白地等に関する施策等（第8条—第10条）

第2節 移動制約者に関する施策等（第11条）

第3章 福岡市地域公共交通会議（第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

生活交通は、市民の諸活動の基盤であり、日常生活において重要な役割を果たし、地域社会の形成を支えるだけでなく、社会経済を発展させるとともに、文化を創造するなど豊かな社会の実現のために不可欠なものである。

近年、高度経済成長時代を経て、住宅や大規模集客施設の郊外への立地が進み、個人のライフスタイルの多様化とあいまって、自動車への依存が一層高まっているとともに、都市部への人口流出等による人口減少、高齢化の進展などにより、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。こうした状況の中、乗合バス路線網の維持に加え、コミュニティバス、乗合タクシー、福祉有償運送など市場で供給が困難であり、かつ、通院、買物などの日常生活を支える新しい交通サービスへの期待が高まっている。

福岡市においても、自動車に依存したライフスタイルの進展や需給調整のための規制の緩和により、乗合バスの不採算路線の廃止や縮小が相次ぎ、地域公共交通の衰退が現実のものとなっている。このことは、高齢者や障がい者の通院及び買物、子どもたちの通学などの日常生活に必要な移動の手段を奪うことになりかねず、ひいては地域社会の衰退を引き起こすことが懸念されるものである。

このような状況に対処するため、福岡市が地域の生活支援のための交通の在り方を制度的にも政策的にも主体的に整備する必要に迫られている。

今こそ、市民の生活交通を確保し、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障するとともに、これまでの公共交通事業者の取組を踏まえ、福岡市による「公助」を市民及び市民団体による「共助」及び「自助」並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合う仕組みづくりが求められている。

よってここに、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保し、もって活力ある地域社会の再生に寄与するという決意のもと、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保を図るため、市民、市民団体、市及び公共交通事業者の役割を明らかにし、生活交通の確保に関する施策を定めるとともに、市民、市民団体及び公共交通事業者による主体的な取組を促進することにより、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障し、もって活力ある地域社会の再生を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活交通 通勤，通学，通院，買物その他の日常生活に欠かすことのできない人の移動をいう。
- (2) 市民団体 福岡市市民公益活動推進条例（平成17年福岡市条例第62号）第2条に規定する市民公益活動団体をいう。
- (3) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者をいう。
- (4) 福祉有償運送事業者 道路運送法第79条の登録を受けた者のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送を行う者をいう。
- (5) 移動制約者 高齢者，障がい者等のうち移動に関し制約を受ける者をいう。
- (6) 公共交通空白地 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス」という。）における停留所（以下「バス停」という。）から概ね1キロメートル以上離れ，かつ，鉄道事業法による鉄道事業（以下「鉄道」という。）における駅（以下「鉄道駅」という。）から概ね1キロメートル以上離れた地域をいう。
- (7) 公共交通不便地 バス停から概ね500メートル以上離れた地域（鉄道駅までの距離が概ね1キロメートル未満の地域及び公共交通空白地を除く。）をいう。
- (8) 公共交通空白地等 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 公共交通空白地
 - イ 公共交通不便地
 - ウ 公共交通不便地に準ずると市長が認める地域
 - エ 路線バス又は鉄道に係る路線の廃止等に伴いアからウまでに掲げる地域となるおそれのある地域

(市民の権利等)

第3条 市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通の確保に向けた取組に参画する権利を有する。

- 2 市民等は、市が実施する公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するために必要な施策（以下「生活交通施策」という。）について、共働（福岡市市民公益活動推進条例第2条第6号に規定する共働をいう。以下同じ。）して推進するよう努めなければならない。
- 3 市民団体は、その社会的な役割を自覚し、生活交通に関する活動について、市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、団体相互の多様な連携を図るよう努めなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、生活交通施策をまちづくり施策その他の市の施策と一体的に推進するものとする。

- 2 市は、市民等及び公共交通事業者に対し、生活交通施策に関する情報を提供し、かつ、分かりやすく説明するよう努めるものとする。
- 3 市は、国及び他の地方公共団体と協力して生活交通施策の推進に努めるものとする。

(公共交通事業者の役割)

第5条 公共交通事業者は、その社会的な役割を自覚し、市が推進する生活交通施策を尊重し、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通を確保するため、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。

- 2 公共交通事業者は、自ら行う生活交通に係る事業の情報を、市及び市民等に対して積極的に提供するよう努めなければならない。

(生活交通施策の推進に当たっての役割)

- 第6条 市、市民等及び公共交通事業者は、生活交通施策の推進に当たっては、路線バス、鉄道等の基幹的な交通手段とのネットワークの維持及びその拡大を図り、人の移動の連続性を確保するよう努めなければならない。
- 2 市、市民等及び公共交通事業者は、相互に情報交換を行い、かつ、協力関係を構築するよう努めなければならない。

(市民等による施策の提案等)

- 第7条 市民等は、市に対して、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通に関する施策を提案することができる。
- 2 市は、前項の規定に基づき市民等が提案する施策等について、共働して推進するよう努めるものとする。

第2章 生活交通の確保に関する施策等

第1節 公共交通空白地等に関する施策等

(公共交通空白地等に関する施策)

- 第8条 市は、公共交通空白地等に係る生活交通を確保するため、市民等及び公共交通事業者と相互に連携協力し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(特別対策区域の指定)

- 第9条 市長は、公共交通空白地等のうち、当該地域における生活交通の確保に向けた取組の状況を踏まえ、生活交通の確保のための支援が必要と認められる地域を生活交通特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）として指定することができる。
- 2 市長は、特別対策区域を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する福岡市地域公共交通会議の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、特別対策区域を指定し、変更し、又は解除したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(特別対策区域における支援等)

- 第10条 市は、特別対策区域において、予算の範囲内で、生活交通の確保のために必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、前項の特別対策区域における支援を行うに当たっては、当該特別対策区域における生活交通の質の向上に努めるものとする。
- 3 市民等及び公共交通事業者は、特別対策区域において、市の生活交通の確保に関する施策を共働して推進し、かつ、最大限の協力をするよう努めなければならない。

第2節 移動制約者に関する施策等

- 第11条 市は、移動制約者に係る生活交通を確保するため、福祉有償運送事業者に対し、運営等に関する相談、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 福祉有償運送事業者は、前項に規定する市の助言、指導等に対し、最大限の配慮を払うよう努めなければならない。

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

（1）生活交通の在り方に関する事項

（2）特別対策区域に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（検討）

2 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に市が公共交通空白地等において、当該公共交通空白地等の実情及び特性に即した代替となる交通手段の確保等に係る支援を行っている地域は、第9条第1項の規定により指定された特別対策区域とみなす。

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日
福岡市規則第135号
改正 平成24年8月16日規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項について調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通施策推進課において処理する。

(平成24規則112・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱（現行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催手続）

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

（委員の代理）

第3条 審議会における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議の議事進行）

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、交通会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

（傍聴の取扱）

第5条 交通会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、交通会議に諮って傍聴を認めないとするすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、交通会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。